

変更認定申請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)
- 建築物全体
 複合建築物の非住宅部分
 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
 誘導仕様基準
 仕様・計算併用法
 標準計算法

- 非住宅部分：
 モデル建物法
 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅	m ²	別表第一の二 二の(一)の(1) 円(a')	別表第一の二 二の(二)の(1) 円(A')
□一戸建て 住宅以外 の建築物	住宅部分の 床面積の合計 m ²	別表第一の二 二の(一)の(2)のア 円(b')	別表第一の二 二の(二)の(2)のア 円(B')
	住戸の数が 一である複合 建築物の住宅 部分の床面積 m ²	別表第一の二 二の(一)の(1) 円(c')	別表第一の二 二の(二)の(1) 円(C')
	非住宅部分の 床面積の合計 m ²	別表第一の二 二の(一)の(2)のイ 円(d')	別表第一の二 二の(二)の(2)のイ 円(D')
	計	(b') + (d') 又は (c') + (d')	(B') + (D') 又は (C') + (D')
		円	円

合計 _____ 円

(注意)

- 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 「別表第一の二」とは、東京都北区手数料条例別表第一の二を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。